

番号順に太枠の中をご記入ください。

住民票・印鑑・税証明等交付申請書/戸籍等交付請求書

本人確認	1点	<input type="checkbox"/> 免許	ド 類
	2点	<input type="checkbox"/> 印鑑	

《記載例》

1 **令和XX年XX月XX日** 音更町長 あて ※窓口に来た方(申請者)には、「本人確認」をさせていただきます。
 ※同居の親族以外の方が住民票の交付を受けるには、委任状が必要です。

2 窓口に来た方(申請者)	ふりがな	おとふけ いちろう	生年月日	住 所	音更町木野大通西6丁目1番地XX 大袖ハイツ101号
	氏名	音更 一郎	西暦 大・昭・平・令 XX年 1月 1日		

3 どなたの分が必要ですか(請求者)	<input checked="" type="checkbox"/> 上記申請者と同じため記載を省略します。		<input type="checkbox"/> 上記住所と同じため記載を省略します。	
	ふりがな	生年月日	<input type="checkbox"/> 住本籍所地	4 音更町元町2番地XX
氏名	西暦 大・昭・平・令 年 月 日			

筆頭者 氏名 音更 太郎 (明・大・昭・平・令 XX年 5月 5日生)

申請者と請求者との関係

本人 配偶者
 親子 祖父母と孫
 同居の親族
 同じ世帯の方
 委任を受けた方
 その他 ()

※使用目的・提出先など(記入例)
 相続、年金請求手続き、金融機関提出、保証人、入学手続き など

※印鑑証明を請求される場合は、印鑑登録証の提出をお願いします。

5 何がどれだけ必要ですか	【住民票・印鑑証明書等】		【戸籍関係証明書等】		【所得・納税・評価証明書】 ※各種300円		
	何がどれだけ必要ですか	住民票 (除票)	世帯全員 300円: 1 通	戸籍 全部事項証明 [謄本]	450円: 通	所得証明 ()年分 通	所得課税証明 令和2年度(令和元)年分 1 通
		世帯一部 300円: 通	個人事項証明 [抄本]	450円: 1 通	課税証明 ()年分 通	完納証明 通	
<input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 備考 ※記載が必要な項目の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 マイナンバーの記載が必要なときは上記4の欄に「使用目的」と「提出先」を記入してください。			改製原戸籍 全部事項証明 [謄本]	750円: 通	納税証明 ()年度 [町道民・固定・国保・後期・介護・()]: 通		
住民票記載事項証明書		300円: 人	個人事項証明 [抄本]	750円: 通	納税証明 [軽車検用(帯広 - -)]: ※無料 通		
<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> マイナンバー ※記載が必要な項目の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。			除籍 全部事項証明 [謄本]	750円: 通	評価証明 通	土地家屋 (所在地) 音更町	
住民票コード再交付		無料: 通	個人事項証明 [抄本]	750円: 通	公課証明 通	土地家屋 (所在地) 音更町	
印鑑登録証明書		300円: 1 通	戸籍の附票 (現在・除籍・改製原) 全員	300円: 通	家屋証明 所有証明 通		
印鑑登録証再交付		300円: 件	一部	300円: 通			
【マイナンバーカード】			□本籍 □在外選挙人登録地 ※記載が必要な項目の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。		【その他の証明書等】		
カード再交付		800円: 件	身分証明書	300円: 通	無職無収入証明	300円: 通	営業証明 (法人・個人) 500円: 通
電子証明書発行	200円: 件	受理証明書	350円: 通	建築証明	300円: 通	建築証明 1300円: 通	
		受理証明書(特別様式)	1400円: 通	年齢証明	円: 通 () 円: 通		
				() 円: 通			

※生活保護受給者資格 有 (有の場合は、○で囲んで下さい。手数料が無料となります。)

※偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(住基法第46条)

合計 円